

平成29年度

第1回 千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会

— 千葉市新港清掃工場長期責任型運営維持管理事業（その2） —

審査結果及び審査講評

平成29年7月27日

千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会

当審査委員会において、千葉市新港清掃工場長期責任型運営維持管理事業（その2）に関する、事業者から提出された以下の書類について審議した。

1 見積書について

事業者から提出された見積金額が予定価格を下回っていたことを確認した。

2 技術提案書及び事業計画書について

各評価項目（図表1参照）ごとに、提案内容の適否について評価した。

図表1 評価項目

(1) 運営維持管理体制	
①	個別設備の安定稼動が確保可能な維持管理体制であるか
②	本件施設を構成する焼却設備、発電設備、灰溶融設備及びアクアリンクへの熱供給設備等を一体的・安定的・効率的に運営が可能な体制が構築されているか
③	セルフモニタリングの実施体制は適切であるか
(2) 基幹的修繕	
	基幹的修繕の実施にあたり、運転維持管理に支障をきたさないよう計画されているか。
(3) 災害時等の対応	
	非常時における運転管理体制、対策、対応マニュアル（事業継続計画（BCP）含む）は整備されているか

項目のすべてにおいて、提案内容が適当であると評価した。

以上のことから、当審査委員会は、「グリーンパーク千葉新港株式会社」が次期長期責任型運営維持管理事業者として適当であると決定した。

3 審査講評

千葉市新港清掃工場長期責任型運営維持管理事業（その2）は、稼働後約14年が経過し、灰溶融炉が併設された廃棄物処理施設の運営維持管理を、8年間、包括的に委託する事業である。審査対象となった事業者に対し、本委員会として審査を行った結果、その提案内容は本件施設の特質を十分に理解し、事業の安定性、継続性を意識した運営を行いうる具体的な提案であったことから、次期事業者として適当であると決定した。

事業者においては、これまでの安定稼働並びに適正処理の経験を活かしつつ今回の提案内容を誠実に実施するとともに、実際の運用の中で市と密に意見交換を行うことで、安定した運営維持管理の実現が望まれる。

また、本事業には、焼却炉及び灰溶融炉設備等の基幹的修繕や、スーパーごみ発電及び熱供給の取り止めに伴う設備改修を含むことから、対象機器の修繕・改修の実施時期や工法等を市と事業者が十分に調整し、連携を図ることで、安全管理の徹底と施設の安定稼働の確保に努められるよう、強く要望する。

加えて、単にごみを処理する施設というだけでなく、広く市民に活用され、親しまれる施設となるよう、検討していただきたい。今後、市民サービス向上に向け、一層の努力を期待する。

平成29年7月27日

千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会